

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 令和元年 7 月 3 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 北 村 和（さいたま地方裁判所第 1 刑事部部総括判事）

裁判官 大 澤 貴 司（さいたま地方裁判所第 1 刑事部判事）

検察官 矢 野 諭（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 荻 野 和 宏（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 欠番

裁判員経験者 2 番 欠番

裁判員経験者 3 番 6 0 代 男性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 5 0 代 男性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 6 0 代 女性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 5 0 代 男性（以下「6 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

それでは、今年度2回目の意見交換会ということで、始めさせていただきます。

本日は、4名の経験者にお集まりいただきました。皆様方に貴重な時間を取っていただきましたので、なるべく多くの方に自分が体験して思ったことをこの場でお伝えいただいて、その方だけの経験でとどまらず、この意見交換会に参加したほかの経験者の方も、お互いに意見を共有し合って、実り多いものにしていくような意見交換会にしていきたいと思っております。本日は、1時間半ぐらいの予定で考えております。事前にお配りしている意見交換会の質問事項というのがお手元にあるかと思います。まずは、1, 2, 3項目目まで聞いて、休憩をして、その後で4の評議の進行についてというところをやっていききたいと思います。まず、1番目の全体的な感想、印象についてというところに入らせていただきますが、事件の内容を私の方で手短に紹介した上で、それを担当された裁判員の方が、まず全般的な感想と、実際やってみた前と後とで、裁判に対するイメージとか、ふだんの生活についての見方とか、何か変化があったでしょうかという観点から、少しお話しいただければなと思っております。では、まず3番さんの事件なんですが、この事件は、御家族が同居する自宅のふすまにライターで点火して放火し、家屋2階部分を全焼させるなどしたという現住建造物等放火という事件でした。3番さん、いかがでしょうか。

3番

私が担当したのは、本人は私がやりましたって言ってるし、隣の家が一部雨どいがちょっとゆがんだとか、ちょっと壁に色が付いたとかというような感じで、示談が成立してて、隣の人も隣どうしですから、仲よかった人で、すぐ更生するのを応援しているような感じなので、死者も出てないし、けが人も出ていなくて、そんなに緊張して緊張して、みんな裁判員どうしでけんけんがくがくの議論をするというようなことではなくて、大体みんなが更生させたらすぐに出られて、過去の事例な

んかの例をずっと列挙してもらって、量刑を考えるというような、比較的穏やかに済んだ事件だったと思います。あと、裁判に裁判員で参加した後でどう思うようになったとか、どういう生活の変化があったかということを考えたときに、ほとんど変化はありません。ただし、日本の裁判というのは、こんなにもきちっと弁護士側の意見があったり、冒頭陳述があったり、証拠を確認したり、もちろん検察側の人の意見があったり、大学のお医者さんの精神鑑定もあって、こういうふうにして裁判というものが進んでいくものなんだなと思って、感心した部分がすごく多かったです。こういうふうな手順で、多分相当費用が掛かると思いますが、何か月も掛けて精神鑑定までしてもらって、ちゃんと弁護人の方の意見、本人の意見、あるいは検察官の方の意見も言っていて、それを聞いてどういう量刑がふさわしいんだろうかということで、ちゃんと話し合いをして、それで最終的に刑が確定すると、日本の裁判はそういう手順になってるわけですね。ほかの国の裁判もそうなんでしょうけど、きちっとしてるから、それは当たり前といえば当たり前なんだろうけど、そういう制度で裁判というのは行われるんだなということを初めて知って、実際に自分も法廷の席に座って、裁判そのものを見るということを経験したわけですけど、貴重な経験だったなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。では、4番さんの事件を御紹介すると、この事件は、被告人が未成年、いわゆる少年の事件でした。少年である被告人が、仲間と共謀して、16歳の被害者を殴る蹴るなどした上、川に顔を沈めるなどして、溺死させたという傷害致死の事件でした。少年事件ということで、普通の大人の裁判とは違う感じでやられたのかなとは思いますが、実際、参加されて、4番さん、いかがだったでしょうか。

4番

この事件自体は、ちょっとニュースなんかでやってて記憶があったんで、これを自分がやるんだって最初、何とも言えない気持ちはあったんですけど、ニュースな

んかで見ると、判決がどうなので、何だ、こんなの何年だとか、こんなの死刑だなんて軽く仲間内で話しているようなことが、実際裁判員になってやってみると、この証拠だ何だとみんなで考えて、これはやっぱり時間も掛かるし、頭も悩むなという、本当そういうのが実感できたというのが感想ですね。生活については、当たり前ですけど、かっとしたことで人を傷付けたり、その延長線で1人の命を奪ったりとかになっちゃう、やっぱりそういうのが、何ていうんですかね、今は切れるというんですか、そういうところはやっぱり落ち着いて、自分は生活していかなきゃなとちょっと感じましたね。

司会者

ありがとうございました。ニュースの話があったんですけど、実際、裁判員になられた後で、いろんな事件の裁判のニュースとかがあったときに、やっぱり今まで以上にニュースを注目するようになった感じでしょうか。

4 番

そうですね。やっぱり見方が変わりましたね。一つ一つ、流して見てた、ニュースなんかでも、ちょっとした内容というか、ニュース自体を結構聞くようになりましたよね。

司会者

よくほかの経験者の方にお話を聞くと、アンテナが広がったような感じだと。いろんな事件のことを今まではスルーして、あまり自分の意識に入ってこなかったのが、裁判員をやってみると、細かな事件でも大きな事件でも、やっぱり関心を持っていけるようになったとおっしゃる方が多いんですけど、大体そういう感じですかね。

4 番

全部が全部というわけじゃない、自分の中では軽かったり重かったりというのはありますけど、その前に比べたら、集中してというか、考えて見るようにはなりましたね。

司会者

それでは、5番さんの事件は、殺人と銃刀法違反という罪名なんですが、内容としては、元奥さんと交際していた被害者、これは男性だったんですけれども、その方の胸などを折り畳み式ナイフで多数回突き刺して、死亡させたという事件と、そのときのナイフの不法携帯も併せて裁判になった事件です。この事件もかなり重い事案だとは思いますが、実際参加されて、5番さんいかがだったでしょうか。

5番

そうですね、内容自体が、自分もまさかこういうふうに重たいのが来るとは思わなかったんですけれども、刺したらそこまで本当に深く刺さるのかどうかというのもすごい不思議だったんですけれども、そういうこともすごい力でやったりとか、座った状態でやったら浮くんじゃないかとか、そういう話もみんな出てて、あとは事件内容は全然違うんですけれども、こういう判例がありました、こういう判決が出ましたという、その例を出してもらったので、じゃあそれで自分はこういうふうな刑というか、内容を考えたらこういうふうになるのかというのが、すんなりという言い方はおかしいんですけれども、まとまったような形でしたね。ほかの人が意見を出したとしても、それに反論するということじゃなくて、じゃあそれに更に補充して、こういう見方もありますねみたいな感じだったので、みんなの意見も充実して、まとまってたなという感想はありました。

司会者

期間としては5日間だったんですけれども、結構あっという間に終わる感じでしたか。

5番

そうですね。本当にこの期間内で決めちゃっていいのかということのも実際にあったことはあったんですけれども、みんなで集中して話ししてて、私としては、本当にドラマみたいな小説みたいなことが本当にあるんだという感じは受けました。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番さんの事件を御紹介いたします。この事件は、大きく分けて4つの事件で、いろんな地域でやっているような事件でした。1個目が、商店から高級時計を盗んで、車で逃げるときに、追い掛けてきた被害者が、その車のドアを持って、逃げさせないようにしてる状況を分かりながら、車を走らせて、被害者を転ばせてしまって、全治3か月のけがを負わせたという強盗致傷事件が一つ。二つ目が、これは場所が変わって横浜の事件だったんですけど、高級時計を盗んだという窃盗事件、更に場所が変わって、今度は埼玉で、路上で高級時計を強奪しようとして、催涙スプレーを被害者に吹き掛け、目に軽症を負わせたということで、これも強盗致傷事件となっています。最後に4件目として、これも埼玉で、警察署の留置所内で、同じ房の中にいた相手の人の顔を蹴るなどして、全治3か月の重傷を負わせたという傷害事件でした。6番さん、経験されていかがだったでしょうか。

6番

裁判員裁判、すごい確率で選ばれてる1人だということで、どんな事件を担当するのかと思って、ある種ちょっと期待をしていたんですけど、実際、強盗致傷ということが一番最初に出たので、それにしては、傷もなかなかかなりのものですし、要は質屋みたいところで、売ってるものを出させて、それをかつばらってくるというようなものだったんですね。私の印象からすると、こんな事件まで裁判員裁判をやらなきゃいけないのかなというような印象を持ちました。それで、ただ、催涙スプレーをまいたとか、その後に留置場の中でも何か暴行事件をやったとか、さすがにそこまで来ると、こいつちょっと何とかしないといけないかなというふうに思って、だんだんその人に対しての罪の重さというか、きちんとやらなきゃいけない裁判なんだなという意識がちょっと変わってきたという感じがしています。生活に関しては、これはもう本当、事件が起きたときの報道に対しての感度は相当上がりました。やっぱり自分が、何の資格もない人間が、裁判員なんてものをやらせていただいたわけなんですけど、さすがに法廷の雰囲気は非常にもうじかに味

わってしまいましたので、何か事件があるたびに、この事件は裁判員裁判だなというような感じがしたり、それから、たまに新聞とかテレビもそうですけど、法廷の絵が出ますよね。そうすると、裁判員は映りませんが、裁判官の方が3人いて、その横に3人ずつちゃんと席が空いてる場面を見ると、ああ、裁判員裁判だなというような感じが、自分が経験したから、非常に敏感になりました。そういった中で、裁判に対しての意識は非常に高くなったというふうに思っています。

司会者

2項目目の審理日程の方に少し入らせていただきます。今回の皆さん方の事件の中で、3番さんの事件と5番さんの事件と6番さんの事件は、午前中に裁判員の選任をして、午後からいきなり法廷に入って証拠調べを聞くということになっていて、それに対して、4番さんの事件は、別の日に裁判員が選ばれて、また来週なり明日なり来ましようねという話になって、朝から証拠調べが始まったというところでは。午前に選ばれて、いきなり午後から証拠調べというのが、ちょっときつすぎないかという感触とか、逆に、いや、間を空けてもらうよりは続けてやった方が気持ちが高まったままでやれるからいいんだという御意見があるのか、その辺も少しお話しいただければなと思っております。3番さんからいかがでしょうか。期間の点ですね。

3番

もちろんほかの裁判員の方も同じだと思いますが、初めての経験なもので、選任した結果、たまたま私が選ばれて、選ばれなかった人は、この後お帰りになるというような状況の中で、午後から第1回公判というのが始まったわけですが、私個人的に感じたのは、それでいいんじゃないかなと思いました。確かに、また後日集まってというのも当然あるかと思うし、それが悪いわけじゃないと思いますけれど、その日にやって、また次の日にやって、適度に間を、2日空けるのがいいのか1日空けるのがいいのか、1週間空けるのがいいのかは言えませんが、連続してだーっと短い期間の中で収めちゃうより、適度に間を空けていただいた方がいい

と思います。というのは、幾らか考える余裕っていいですか、頭の中に、当然みんなで話し合ったことは残ってますからね。それを自分なりに、多少なりにも消化するといえますか、自分なりに考える時間がちょっとあった方がいいので、連続してあまり短い期間の間に結論を出しちゃうというよりも、ちょっと間があった方が、私はいいんじゃないかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。4番さんは、選任とは別の日からスタートしたかと思うんですけど。

4番

選任まで入れると、平日で7日間だったんですけど、正直、本当、私の場合はタイミングが、ちょうどこのときが8月のお盆明けか何かだったんですね。それで、ちょうどこの時期って、いつも私、夏休み取るんです。そのタイミングでこれが来たので、このタイミングじゃなかったら、多分私は出れなかったと思うんです。もし選ばれても、お知らせが来た時点で辞退になったと思うんです。私のときは、審理の期間を考えても、普通の状態だったらできなかった日程でしたね。

司会者

3番さんの事件みたいに、1日目と2日目の間もまた休日が入ったりとか、とびとびにやると更に出れなくなる感じですかね。

4番

そうですね。審理自体は、もう月から金までで、本当詰めてやってたんで、やってみて、後の感想としては、これだけやらないと、審理しないと無理なんだろうなとは思いますが、仕事という、会社的なことを考えると、どうという問題が出てきちゃうんですよね。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。5番さんも初日に選任されて、午後からいきなり始まったという。

5 番

それはもう、それが当たり前なのかなと受け止めちゃったんですね。選ばれて、すぐやりますって言われた、ああ、そういうものなのかなと感じて、それが別に不思議とも何とも思わなくて、そのとき私、ちょうど仕事を辞めたときで、次の仕事を探そうとしてたときだったので、選ばれたら、仕事を勤めてたとしても、すぐ休みをもらえないなと思ったので、タイミング的にはちょうどよかったんですけども、でもこれがもし毎日続くような感じでなったら、多分仕事してない私でもきついなとは思ったと思います。ただ、何日か出て、休んで、空いて、またやってというので、自分の考え方とか、これはどういうふうにしたら、疑問に思ったこととかをまとめることができたので、日数的には私もちょうどよかったと思います。

司会者

初日に選ばれて、午後からいきなり法廷に入ることについてはどうですか。

5 番

それが当たり前だと思っちゃったんですよ。

司会者

裁判員が始まった頃は、結構そのやり方でやっていたんです。そうすると、心の切替えができてなくて、いきなり法廷に入って、何やってるか分かんないうちに1日目の午後が終わっちゃったという方も割と多かった感じがしたので、選任の日と実際に裁判を始める日を分けるというのが、途中から始まった感じがします。特につらかったなという感じはありましたか。

5 番

なかったです。本当に初めてのことだったので、何が何だか本当に分からない状態でやったというのは、最初の感想は確かにありますけれども、でもこれがもし期間が空いたとしてたら、自分ではどうしてたんだろうなと思ってて、勤めちゃうと、また続けて休みを取ることが厳しいものですから、だからその1日選ばれたときの、その後やったとしても、その1日が無駄になってないという、言い方は

おかしいんですけれども、自分としては、ここに来るまでもちょっと時間が掛かるものですから、それでは別に不思議とも何とも、つらいというのも何もありませんでした。

司会者

午後だけ来るというのにしても、結局1日休まなきゃいけないので、それよりは午前中から1日やってもらった方が、いいということですかね。

5 番

そうですね。

司会者

3番さんがおっしゃってたんですけど、ちょっと考える時間に余裕があったので、休みを入れる方がいいんだという御意見だったと思うんですけど。

3 番

仕事をしている人とは考え方がちょっとは違うかもしれませんが、私は仕事してないので、仕事で休めないから駄目だ、困っちゃうとか、そういうことは全然なかったものですから、多少感覚は違うかもしれない。

司会者

やっぱり難しい問題を一気に結論出せって言われると、ちょっと落ち着いて考えたいなというのは正直なところですか。

5 番

はい、あります。

司会者

休みが入った方が楽だと感じますか。

5 番

はい、そうですね。あと自分で疑問に思ったことを、それなりに考えることができるので、それで日数的にはありがたかったなというのはありました。

司会者

6 番さん、いかがでしょうか。例えば 3 時半とか 4 時ぐらいに早めに帰って、プラス 1 日でやった方がいいのか、びっちり 1 日やって、それでもやっぱりまとめてやった方が、ほかの都合が付きやすいとか、その辺、御感想はいかがでしょう。

6 番

私の場合は、後から思えば、集中してやってよかったかなという印象はあります。途中、休みがあった方がよかったかどうかについては、恐らく休みがあれば、その分、考える時間は増えてるだろうという感じはしますが、事件の内容にもよると思うんですね。殺人とかだったら、時間はやっぱり欲しいなという印象かなという。それで、仕事にもよると思うんですけど、まとめて休める人と、そうはいっても週に 2 回ずつぐらいの方がいいですよと、これはもう仕事によって全然違うと思うので、私の場合は 1 週間もう休みますよって宣言しちゃって、上司の人もいいよって言ってくれたんで、休みやすかったんですけど、職種によっては、そんな 1 週間もいなくなっちゃったら誰がやるんだねという話になる可能性もありますから、何とも言えないんですけど、私の場合は 1 週間ちょうど休ませてもらって、有給休暇を取りましたので、問題はなかったと思います。気持ち的には、殺人とかすごい重い事件でなければ、まとめてやってしまってもいいかなという印象があります。

司会者

6 番さんの事件、スケジュールを見ると、夕方 4 時半までで、評議も多分 4 時半ぐらいまでやられてるかと思うんですけど、3 日、4 日、ずっと朝から 4 時半までというのは、体力的にはどうですかね。

6 番

そういうものだと思ってたので、どうにもきつかったという感じではありませんでした。

司会者

ありがとうございました。それでは、項目 3 の方に行きたいと思います。当事者の訴訟活動についてというところで、大きく分けて、検察官と弁護士さんの方から

の意見として冒頭陳述というのが最初にあつて、その後で、いろんな証拠が出てきて、最後のところで検察官が最終的な証拠に基づいた意見をおっしゃって、例えば懲役何年がふさわしいですという意見を言われるのが論告です。それに対して、弁護士さんの方で、こういうことも考えてくださいと、こういう刑がふさわしいですよという弁論があつたかと思います。この訴訟活動について、分かりやすかつたかという点がやっぱり裁判所、あるいは検察官、弁護人にとつても一番の関心事項でありますし、あとは法廷の中で、実際に見たり聞いたりしたことで、ちゃんとそのまま頭に入つてきてたんでしょうかと。場合によっては、法廷ではいろいろ言われて頭に入らなかつたけども、結局評議室で話合いのときに、裁判官が説明してくれたり、もう1回書類を読み返したんで分かつたんですよということだとすると、これは本来あるべき姿ではなくて、やっぱり法廷できちんと分かりやすく頭に染み込むような訴訟活動を検察官、弁護人にしてもらわなきゃいけないという目標があります。その目標と現状がどれぐらい離れているかというところに関心がありますので、問い立てをさせていただきました。実際、事件が多かつた方から、6番さんから聞きましょうか。いかがでしょうか。

6番

実際、裁判の中での説明は、冒頭陳述からずっと非常に私は理解できたと思つてます。分かりやすかつたかと思ひます。証拠について、特に私の事件の場合には、催涙スプレーというのが争点になつてまして、それ以外は、本人が全部認めておりますので、全くの争点はないんですが、要するに催涙スプレーを故意に掛けたのか、掛けなかつたのかというところが、被害者側と加害者側で違つているというところだつたんですけど、私としては、催涙スプレーというものの自体がどういうものなのかという、使つたこともありませぬし、見たこともなかつたので、現物はあつたので、実際それを掛けてもいいんですかと、どのぐらい効くものなんですかということで、裁判長に言つたんですけど、それはやめてくださいと言われちゃつたんで、もうそれ以上何も私は言う必要もなくなつたので、やるだけやります。あとは、説

明的には、非常に私としては理解して進んでいました。

司会者

ありがとうございます。事件が4つあって、場所も違うし、やり方もちょっと違うんですけども、途中で混乱してきたりはしなかったのでしょうか。

6番

そうですね。結構、複雑ではあったんですけど、流れとして、事件の流れが頭の中に入りましたので、留置場の中の暴行事件というのがおまけになってますけど、加害者の非常に狂暴的な形が、ここに表れてるということが分かっちゃいましたので、量刑についてもそれをやっぱり見越した形で判断できたと思っています。

司会者

6番さんの意見では、いわゆる催涙スプレーを掛けられたとされている被害者を、実際に法廷に呼んで来て、証人尋問があったという事件だったようなんですが、実際に聞いてみて、いかがだったのでしょうか。

6番

実際、被害者の方が来られて証言されたんですが、少し時間が経ってましたんで、2、3か月经ってたのかな、実際それで目が見えなくなっちゃったとか、それから、すごい傷を負ったとか、あざが残ったとか、そういうことも全くなかったんで、御本人も、それによってすごいひどいことをされたというような、そういう証言ではなかったような形だったと思いますので、あまり催涙スプレーというものに対して、凶悪性というか、凶暴性というものは、私はあんまり感じませんでした。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。訴訟活動について感じたところ。

5番

弁護士さんの言い方がちょっと聞き取りにくいところもあったんですけども、元奥さんの手紙が後から読まれることがあったんですけども、手紙だとどうい

内容でも書けるじゃないですか、自分を擁護するような形で。だから、本心はどんなのかなとか、実際に来て、奥さんに質問してみたいなという意見はありました。

司会者

証人として来ていただければ、直接内容を確認して。

5 番

はい。こちらで、そのときちょっとした疑問に思ったことが、もしかしてみんなの中にあっただのかな。だから、直接、元奥さんに話を聞いたかったという意見は確かにありました。

司会者

証人で話を聞いてもらうのか、あるいは調書というものを朗読するかと、大きく2通りあるんですけども、一長一短あるかと思うんですけど、やっぱり実際に来てもらって。

5 番

そうです。こういう手紙を書いてきたのでって読み上げたんですけども、自分は自分の身を守りたいじゃないですか。だから、不都合なことは何も書いてないのかなという、反対にこれ本当にそういう気持ちで、こういう手紙を書いたのかなという疑問なことがみんなの中にあっただんですね。だから、直接こちらで、そのときはどうしてそういう行動を起こさなかったのかとか、直接聞いてみたかったことが、結局何も聞けないじゃないですか。だから、検察官と弁護人とのそういう話を聞いてて、こちらである程度納得するしかないという感じだったので、来て、姿は見せなくてもいいんですよ。ただ来て、こちらの質問に、受け答えしてもらえたらよかったかなという意見もありました。

司会者

ありがとうございました。殺人で多数回突き刺したということなので、何かショッキングな写真とか図面とか、そういうのはあったでしょうか。

5 番

それはなかったです。

司会者

逆に、ちゃんと見てみたいとか，そんなことは。

5 番

海外のドラマとか，結構リアルなんです。だから，証拠写真にもそういうのが出てくるのかなと思ったんですけども，日本の場合はそれはあまりにもあれだというので，そういうことは出てこなかったんですけども，だからあとは想像で見るといえるのか，だから座った状態で刺されたとしても，本当にそこまで刺すことができるのか，どういう状態だったらそういうふうになるのかなという，そういう場面ではちょっと分からなかったものですから，だからみんなである程度想像しながら，こういう勢いでやったら，座ってたら，もしかしたらその奥まで行くんじゃないかとか，そんな感じですね。

司会者

何か証拠が足りないという感じは。

5 番

そういうのじゃなくて，余りにもリアルすぎると，ショックを受けるといけないので，そういうところは見せませんというのを前もって説明は受けたので，別にそれはそれで構わなかったものですから。

司会者

ありがとうございました。4 番さんの事件というのは，やっぱり少年の事件ですし，55 条移送って，刑事裁判を経験している裁判官でも，なかなか事件として実際巡り合う例は少ないんですけども，ほかの方の事件とはちょっと種類が違うかなと思いますが，実際，共犯者とされる方が 2 人出たり，あるいはお医者さんの尋問とかもあったみたいですね。盛りだくさんな証拠調べだったと思いますが，4 番さん，いかがでしょうか。

4 番

でも、話自体はすごく分かりやすく、最初に裁判官の人に、資料より審理中は話を集中して聞いてくれということと言われてたんで、その進行自体はすごい分かりやすかったんですけど、最初に頂いた資料と、進めていくうちに、証人尋問なんかをやってるうちに、その証拠と事件自体のずれみたいなのが見えてきたりして検察の人か弁護人さんのか人が作ったものというのは、やっぱりどっちかに寄っちゃう資料なんだなというのをそのとき感じてましたね。

司会者

記録の中で、少年を大人と同じ刑事処分にするか、家庭裁判所に戻して、保護処分にするかという違いを弁護士さんなり検察官が書類で出したものがあつたと思うんですけども、覚えてらっしゃいますかね。何か詳しすぎたんじゃないかとか、そういう感じはありましたでしょうか。

4 番

最初1回読んだだけでは理解できなくて、その辺は確か裁判官の方にも後で説明を受けた記憶はあります。だから、当時は100パーセント頭に入ってたかって言われると、やっぱりぼやけていた部分は確かあつたと思うんですけど、話自体はスムーズにいったつたんですよ。

司会者

あとは、共犯者とかも含めると、A、B、C、D、Eさんが出てくるような事件だったみたいですけど、あれ、これ誰の話とか、混乱するようなことってなかったですか。

4 番

資料の中ではありました。ただ、証人尋問して、順を追って証人尋問をしていく中では大体見えてきて、その事件の、その人その人の立場とか。なので、資料だけじゃ分からないですけど、そういう順を追ってやっていくうちには理解はできましたね。

司会者

やっぱり証人で共犯者が来てると、この人がAさんなんだとか、この人がCさんなんだという結び付けがよりリアルに分かるような感じになりますか。

4 番

そうですね、はい。私のときは、実際Bさんという人の裁判だったんですけど、この事件の裏にAという別の人物がいたというのが見えたり、そういう証人尋問を重ねたことによって、そういう事件の真相というか、裏みたいなのが見えたというのはありますね。

司会者

ありがとうございました。3番さんの事件の証拠調べで、特に印象に残ってるところはいかがでしょうか。

3 番

私が担当したのは、自分の家を所有者である本人、被告人が自分の家をちょっと短気を起こして放火しちゃって、それで、けが人だとか死者だとかそういうのは一切出てなくて、隣の家の一部を熱でちょっと傷めてしまって、それはもう示談成立してるということで、そんなに被害者が出てどうのこうのとかということではなくて、もちろん初犯でもあるし、比較的単純な感じだったということもあろうかと思うんですけども、冒頭陳述も含めて、これはどうなんだという、みんなで首をひねっちゃうような、そういう内容ではなかったんじゃないかなと思います。冒頭陳述が始まって、最終的な論告まで分からないと、意味が分からないとか、説明がこれじゃ的になってないよなとか、そういうようなことは一切というか、ほとんどなかったと思います。それは、複雑怪奇な登場人物が何人もいて、もう疑われたら疑えるような複雑な事件じゃなかったからそうなのかもしれませんけれども、私が担当した自宅の放火については、そんなに説明が分からないとか、あるいは言葉そのものが理解できないとかということとはなかったように思います。

司会者

3番さんの事件では、鑑定をした人から何かスライドを示しながら説明があった

かと思うんですけど、その説明って分かりやすかったでしょうか。

3 番

やっぱり専門的な大学の先生ですから、どうしても専門的な言葉という感じはしましたけれども、発達障害があるということが分かりました。というのは、被告人本人のしゃべり方といいますか、顔の表情というか、弁護士さんの横に座ってて、真ん中まで歩いてきて、お話をして、また弁護士さんの横に戻る、そういう一連の言動を見てて、皆さん、ほかの裁判員の方も、ああ、それはそうだよなという印象を持ったんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。検察官、弁護人の方から当事者の訴訟活動までのことについて御質問いただけますでしょうか。

矢野検察官

検察官から聞かせていただきます。あえて特出しでお聞きしたいんですけども、証拠の内容が分かりづらいとか、検察官からの説明が不十分とか、いろんな理由があるのかもしれないんですけど、評議室で証拠を読み直したりとか、こういった証拠があったらよかったのになとか、この辺足りなかったんじゃないかなということかもしあったら教えていただけないでしょうか。

5 番

私が担当したやつは、車に座ってて刺されたという話だったんですね。それで刺されて、どこまで、その勢いでおなかの奥まで深く刺さった、何センチとかって説明を受けたんですけども、結局何センチって言われてても、座った状態でそこまで刺されたのかとか、そういう状況がちょっと分かりにくかったことは確かですね。画像も何もなかったものですから、ちょっとそれが分かりにくかったですね。

6 番

先ほども言った催涙スプレーなんですけど、確かこれはネットで購入したものだとか本人が言って、女性が護身用に持つようなものだったと思うんですけど、私そう

いうのを見たこともないし、使ったこともないから、実際その殺傷能力についてどういう、どの程度の催涙スプレーを犯人が使ってしまったかというのがあった方がよかったんじゃないかと思います。

矢野検察官

後から証拠を読み直したりとか、2回、評議室で見返したりとか、そういう記憶がおありでしょうか。そこまではないとかという感じですか。

5 番

そうですね。

矢野検察官

法廷で証人さんの録音録画をしているかと思うんですけど、それを評議室でもう1回ビデオで見直すということもありませんでしたか。

5 番

なかったですね。

荻野弁護士

3番さんから6番さんの事件でも、恐らく弁護人の方とすると、何かを主張するために、いろんな工夫をしていたんじゃないかなと思うんです。例えば、4番さんの事件ですと、共犯者がいろいろ多いものですから、例えば、共犯者の中で言っていることが違ってきて、そこの中から、今回言えば、少年Bさんの言っていることが正しいんですよとか、あと例えば、6番さんの先ほど催涙スプレーの話だとすると、弁護人だとすると、催涙スプレーについては故意に使ってないんだよという話だとすると、恐らくそういうふうなことを主張するために、いろいろ工夫をしたりとかということがあったと思うんですけども、そういう弁護人の方の主張とか工夫というものが、うまく裁判員の方々に伝わっていたのか、それともやっていることがよく分からないみたいなものがあったのか、その辺を教えていただければと思います。

4 番

医師の尋問ありというところで、精神鑑定みたいな、医師の方が来て、半日ぐらい掛けてやってたんですけど、私たち全然分からなくて、専門過ぎて、結局、裁判長とその医師の方とのやり取りがちょこっとあったぐらいで、本当にこれは私たち裁判員全員一致の意見で、全く分からなかったですね。

荻野弁護士

補足させていただくと、被告人がインスリン注射を打っていたので、犯行のときに認知機能が低下していたという主張で、インスリン注射がどれぐらい認知機能に影響を与えるかみたいな鑑定だったようですけれども、それは分かりづらかったのでしょうか。

4 番

裁判長も、何というんですか、症状自体の質問というより、医師の方が何か同じようなことを何回も話したり、話が進まなかった感じを諭した感じになってまして、内容自体のやり取りは、ほぼなかったと思うんですね。後になって考えると、あれは必要だったのかなって疑問あるところです。

司会者

3 番さんはいかがですか。弁護側の活動として、隣の家にもちょっと経済的な被害が発生してたというか、もうちゃんと弁償したりとか何か、そういうのをされていた記憶ですか。

3 番

はい。隣の家が完全に燃えちゃったとか、半分燃えちゃったとか、そういうことじゃなくて、御本人の自宅の2階が燃えちゃったわけで、隣の家は雨樋とか、壁のところが、ちょっと熱が加わったもんですからちょっと変色しちゃったとかですね。だから両隣がそういう状況で、もちろんけが人も死者も出ていなくて、その事件が起きて数か月後に示談が成立して、お金も払って示談が成立してるんですね。当然隣に住んでるんですから、顔見知りですから、敵対意識の関係になっちゃってるというような状況はなくて、隣の家の人でも更生を応援してくれてるというような事件

だったんですね。

司会者

被告人に有利な事情として、弁償したりとか、隣の人が許してくれているという話を、弁護士さんがしっかり立証されていたという感じでしたか。

3 番

そうです。そのときも思ったんですけど、弁償して示談が成立してますってみんなが言ってるんだけど、別に、本当に示談が成立しているのか、書類をそこで明らかにしてもらったり、そんなことはないんですよ。示談が成立してるというから、ああ、成立してるんだなと思いますけど。

司会者

それはいろんなやり方もあって、本当に示談書そのものを証拠に出すという方もいらっしやいますし、実際被害者、隣の人を証人に連れてきて、こういう被害を受けたけれども許してますというのを口で話してもらうということも、いろいろ方法としてはあるかと思うんですけども。

後半の視点は、評議の進行についてということで、裁判官の説明が分かりやすかったかとか、量刑グラフの示し方とかが適切だったのかどうか、あるいは、評議の中で、みんなで裁判員6名と裁判官3名、チームで話し合いをして結論を決めるべきなのに、裁判官がリードしすぎちゃってるんじゃないかと、そういうふうに感じたことないかというところを、正直な御感想をいただければと思います。

3 番

私たちのケースで言えば、そういう裁判官とかにリードして結論を導いちゃったということはなかったと思います。というのは、裁判官の人が、みんながそれぞれ当然意見を出したときに、じゃあ整理しましょうということで、言った意見をメモにしてぺたっと貼って、誰かが言うと、そのメモにぺたっと貼って、そのボードにぺたっと貼った紙がいっぱい溜まるようになって、それで、これとこれは同じような意見ですねとか、これとこれは違う意見ですねって整理してくれて、それで話を

進めていったんですね。誰かが意見を言うのを一つと書いてぺたっと貼ってくれて、ここら辺の紙がこうずっと貼られますから、それで、これとこれが意見似てますねみたいな形で、これとこれは意見が違いますねと、そういうようなこともやってくださったんで、裁判官の方たちがリードして結論を導いたというような感じは、裁判員の方はほとんど持っていないと思います。

司会者

紙を貼るというのを、いわゆる業界用語で付箋紙法と言うのですが、付箋紙にそれぞれ無記名で意見を書いて、一斉に貼るという方法をとっているところも多いですね。3番さんのところは、裁判員の方が付箋に書いたものを貼るということはないかったですか。

3 番

裁判員そのものが、ある程度ボードの前で貼るということはしなかったですね。

司会者

裁判員の書き込んだものを裁判官に出して、それを貼る。

3 番

裁判員の書いたものもあって、何かいろいろ言っていると、裁判官の方がこういうふうに書いてくれたのもあったように思いますね。

司会者

4番さんいかがですか。評議の進め方とか、あるいは裁判官の説明ですね。特に4番さんの事件は、少年法の関係が割と難しい事案であるかと思いますが、その辺いかがだったでしょうか。

4 番

確かに意見はある程度いろいろ出たんですけど、その辺はでも結構ちゃんと進行してもらえて、そんなに、何ていうんですかね、意外というかスムーズというか、結構普通に、進行できた感じはするんですよね。

司会者

皆さんがお互いに自由に意見を言えている雰囲気はありましたか。

4 番

ええ、もうそれぞれ意見も言いましたし、裁判官の司会で、いろいろ何かホワイトボードにそういうまとめて意見を出して、それについても解説してもらったりほかの人が意見を言ったり、もちろんありました。

司会者

5 番さんいかがでしょうか。評議の進め方とか。

5 番

事例を見て、事件内容は全然違うんですけども、この事例では何年とか、そういうのを幾つも挙げて出してくれたので、それを見て、自分たちで決めたというのもあるんですけども。裁判長に誘導されたとか、そういうのでは全然ありませんでした。自分の疑問の思ったことを、説明とかしてくれたんで。

みんな大体、自分が疑問に思ったことを話してて、その説明を受けて、納得みたいな感じで。だから誰の意見に左右されるとか、そういうのは全然ありませんでした。

司会者

6 番さんいかがでしょうか。

6 番

私の場合も、裁判官から、裁判長から意見を押し付けられるようなことはなかったと思います。ただ、印象として、初めに言われたのが、まず求刑というのがあると思いますけど、裁判員は当然素人ですし、そんなのやったこともないわけなんで、ある程度一つの目安が必要だというふうに思うんで、恐らく求刑というのが、一つの考え方の目安にしてくださいというような言い方はされたと思います。もう一つ言われたのが、この求刑よりも重い判断をするとなると、それ相応の納得する説明がないとできませんよという感じでしたね。

司会者

量刑グラフのところだけ特出ししてお伺いしたいんですけど、量刑グラフを、もっと早い時期に説明してもらいたかったとか、見てみたかったとか、そういう御意見はありますでしょうか。

4 番

思い出したんですけど、あまり量刑グラフが詳しすぎると、結局過去のそういう事例どおりにやるんだったら、裁判員をこうやって何人も出してやる意味がないんじゃないかなって、それは多分当時思って、自分としてはもう量刑グラフみたいなのは、もっと軽くでいいんじゃないかなって思いましたね。過去の事例どおりにやるんだったら、裁判官の人たちだけで裁判やればいいんじゃないかなと思いました、当時。

司会者

あくまでも裁判所として説明しているのは、似たもの探しをするための道具じゃないんですと。この事件と似た事件だけ、量刑データのどこにありますかって探すのではなくて、同じようなことをやった人には、同じぐらいの刑がふさわしい、それを見るために、ある程度参考として大きい枠を捉えてくださいということでお示ししてます。説明のタイミングとしてどうですか。量刑これから評議しますって始まって、大分たってから量刑グラフは示されたんじゃないかなと想像しているんですけど、大体そういう感じですかね。

3 番

そうですね。むしろ初めから、みんなが話をこういうふうにする前に、こういった事例はいっぱいありましてこうですって出されたんじゃ、やっぱり話してる意味がない。だから我々のときも当然ですけど、大分話が進んで、みんながいろんな意見を言って、さっき言ったみたいに付箋がいっぱい並べられ、そういう点はタイミングの中で、その後だったかな、実はこういうことでと示してくださったんだと思います。

司会者

タイミング的にはそっちの方がよかったですか。

3 番

ええ、と思います。みんなで一応話合いをして、後半になって、大体みんなの意見が出つくした雰囲気の中で示されたので、タイミングとしてはよかったと思います。あれを最初から出されたんじゃ、あんまりみんなが真剣に量刑を考えることにはならなくなっちゃうんじゃないでしょうか。

司会者

5 番さんとか、いかがですか。殺人事件でナイフ使ってという事件は割と多いので、似たような事件が結構データの中に入ってたかと思うんですけど、示す時期とかいかがでしたか。

5 番

それは別に。こちらの方で反対に疑問を持ったぐらいで、こういう感じだと大体何年ぐらいがあるんですかみたいな形だったので、それでいて、この事件とは全く当てはまりはしませんけれども、似たような事例でこういうことがあります、こういうことがありますって言われたんですけれども、別にそれをみんなが見て、その刑を決めたわけじゃなくて、こういう事例がありますというので、それじゃあ、この事件だと大体これぐらいの刑かなみたいな形で、基準になったものがあったので、それから重くするとか軽くするとか、全然そういうのは考えませんでした。

司会者

あとは、評議の時間ですね、大体2日、今回の事件だと評議が1日半とか2日ぐらいで全部大体終わってるんですけれども、実際評議をやられてみて、時間足りないんじゃないのかと思われたとか、逆にこんなに時間要らないよという感じで評議されたのかどうでしょうか。評議の時間ですね。その辺いかがですか。4 番さんは、足りないとかは。

4 番

もう1日やるって言われたら、多分もう1日評議できたと思いますし、きりない

んじゃないかと思うんですよね。1日、2日なら2日、1日半から決められた中でやってもらった方が、私たちはそれに向かって、ばちっといろいろまとめていこうという気になるんで。

司会者

締切りがないとなかなか結論を出すのは。

4 番

3日やりましょうって言われたら多分3日できちゃうと思うんです。

司会者

今回もこのスケジュールで十分だったなという感じですか。

4 番

正直、最後の年数を出すときは、相当やっぱり悩んでたんですけど、これぐらいで切ってくれないとというところのジレンマですかね。

矢野検察官

被告人の法廷での態度というか、反省している事件もあれば、反省が見えないような事件もあったかもしれないんですけど、それは評議の中で、どういう位置付けになったのかというのをお聞きしたいんですけど、刑の重さを決めるに当たって、被告人の反省、あるいは反省してないような態度は、どう影響したのかというのを伺いたんですけど。

6 番

被告人は非常に何というか、まじめにというか、反省してるというか、裁判慣れしちゃってる感じなんですよ。もう何かベテランみたいな。恐らく何回も同じような反省文を書いてるだろうな、それによって、どういうふうに判断すればいいか、こっちとしては見えてしまった形でした。だからどっちかという、法廷での態度というよりも、実際にやったことプラス今までやったことの重さをもって、量刑を決めなきゃいけないなという感じで進んでいます。

5 番

裁判を始めたときの被告人を見るに、そういう態度はあれだったんだけど、みんなが見たのは、刺したときに1回離れたのに、また再度刺しに行っているという防犯カメラがちょうどあったりとか、あとは刺した後、車で逃げたということもあったので、そういうのをみんな考えながら、それで内容を見て、それで決めました。

司会者

法廷の被告人の態度というよりは、客観的な画像とかに重点があったというか。

5 番

そうです、はい。

4 番

私の場合は、少年というのもあって、ある程度そのときの態度は見てました。結構長い間、1週間ちょっと見てましたけど、最初の方が言われたのと違って、少年で初犯というのもあって、そこはやっぱり頭にありました。

司会者

3 番さんはいかがですか。

3 番

私たちが扱ったケースでいえば、御本人がたまたま軽度の発達障害があるという方の初犯だったということもあって、本人があそこで涙を流すようにして反省して、申し訳なかったということで、本人の話があったわけですけど、それは前科8犯とか前科7犯の人が同じようなことをした場合に、裁判員の方は疑問に思ったかも分からないんですけど、私たちが扱ったケースでいえば、それを疑うというか、疑問視するような方は、いらっしゃらなかったように思います。つまり本当に本人は反省して、申し訳なかったということで、短気を起こして自宅の一部を燃やしてしまったわけですけど、本当に反省しているということはどうかがえたんじゃないかなというふうに思います。

大澤裁判官

先ほどから評議の中で、裁判員の方の意見をうまくまとめていく、引き出していく方法として、付箋の方式とか、ホワイトボードに書き込むみたいな方式を出していただいたかと思うんですけど、それ以外に、例えば、もっとこうしたら意見をより引き出せたんじゃないかとか、こういう方式、それとか裁判長の采配とか、こういうのが意見を出しやすくなるかなとか、まとめる上でよかったなみたいなもので何か印象に残ってることとかございますか。

6 番

順番に当てるというやり方ですね。結構後半に近い人たち、だんだん緊張がプレッシャーにいくので、なんというか、次は俺の番だというような感じにならないような形のランダムな聞き方が、できた方がよかったのかなという感じはします。

大澤裁判官

順番にやっていくと、プレッシャーになってしまって、例えば、順番変えるとかの方がよかったでしょうか。

6 番

それこそランダムに、目が合ったらぱっと聞いちゃった方がいいんじゃないか。

4 番

直接的なことじゃないかもしれないですけど、私がやったとき、お昼休みのとき、裁判官が必ず1人は、ずっとじゃないんですけど、一緒にお昼食べて雑談をしてくれていたんですよね。私なんかのときはみんなで打ち解けが早かったような気がするんですよ。その辺ちょっと気を遣ってくれてたんじゃないかなって思います。

大澤裁判官

そういう話しやすい下地作りというか。

4 番

そうですね、はい。

司会者

その点ですね、私も今日聞きたいなと思っていて、裁判長が昼休みも評議室にい

ると、皆さん緊張して飯が喉に通らないから、裁判長いないでくださいと言われるかと思ってですね。昼休みぐらいは裁判員だけの時間を作った方がいいのか、裁判官が入って、いろんな評議のときには聞けないけれども、裏話とか聞いておいた方が打ち解けやすいよという感じなのか、その辺ざつくばらんな感じ、どうですかね。

3 番

私たちのところは裁判長がいたり、裁判官の方がいたから、意見が言いにくいかな、むしろ席を外して、いない方がいいというようなことはほとんどなかったと思います。今にして思うと、裁判官の方と裁判長とか気を遣ってたのかもしれないですけど、割と私生活とといいますか、裁判の内容とは全然関係ない私生活のことを結構話されていたりなんかして、それはざつくばらんに自分の意見を自由に言いなさいよということの雰囲気作りだったのかなって、今にしてみると思いますけれども、意外に私的なことを話すものなんだなと私は思いました。

司会者

5 番さんとか、昼食の思い出とか何か。

5 番

みんなで一緒に食べた。別に緊張するとかそういうのもなくて、本当に裁判の裏話を教えてくれたりとか、海外の方にいたことがあって、イギリスかどこかの裁判ではかつらかぶるんですかとか、そういう話が出たりとか、いろんなこと教えてくれたので、結構楽しかったです。

司会者

最後にひと言ずつ、これからまだ裁判員を経験されていない方がいらっしゃいますので、みなさん方から何か背中を押すような形のひと言アドバイスをいただければ、と思います。

3 番

新聞テレビ等、あるいはもちろん裁判所から頂いた文書でもそうですけど、裁判員どうかという話があったときに、辞退する人がすごく多いという話を聞いており

ます。仕事を持っていらっしゃる方もいるし、また、たまたまその時期は仕事が忙しいんだよとか、いろんなことがあろうかと思えますけれども、私定年を迎えて再雇用も終わって、もう無職ですから、時間があつたということもありますけれども、私だったらむしろ積極的に参加したいと思ってたんで、当日抽選でたまたま当たって裁判員になれたんですけど、よかったなと思ってます。先ほど申し上げましたように、裁判のことなんか全然経験ありません。初めて参加したわけですけど、ほかの国も、さっきも申し上げましたけど、ほかの国も日本と同じようにやってるのかどうか、その辺は私分かりませんが、これだけ弁護士の方だとか、あるいは検察側の方だとか、あるいは証拠どうのこうのとかって、みんなで話し合って決める。裁判員裁判になって、専門家の方だけが裁判をするような裁判ももちろんあろうかと思えますけど、日本の裁判制度って、ほかの国と比較できないから分からないんですけど、しっかりした裁判制度なんだなというふうに思いました。どちらの味方するとか、どちらが損するとか、そういうことじゃなくて、よくできてるなというような気がしました。あんまり辞退する人が多い、多いって聞いていて、そんなに辞退する、仕事で行かれない人はやむを得ないと思えますけど、そんなに辞退、辞退でもって裁判所が困るようなことになるのが不思議のような気が私はしますけれども。お話があつたら、事情が許す限り参加して、自分の意見を述べたり、あるいはそういった裁判内容を知ったりするのはすごくいいことだし、意見を述べて、少しでも裁判員制度を導入したことの糧になるというか、プラスになるというか、意義があつたんだということになった方がいいと思います。

司会者

ありがとうございました。じゃあ4番さんお願いします。

4番

やっぱり終わってみて感じるのは世界が変わるというか、ニュースにしても人付き合いみたいな感じで、正直ちょっと切れやすいところ、私あるんですよ。性格の中でも。そういういろいろ考えさせられるものだったんで、経験的には本当によ

かったと思うし、できればみんなやってほしいなと思うんですけど、会社の立場を考えると、本当は私、このタイミングじゃないとできないというタイミングだったんで、ほかの期日だったら間違いなく辞退してたので。会社の理解ですか、これがとれないと、これからもやっぱり難しいんじゃないかなと思いますよね。

司会者

5 番さんお願いします。

5 番

私はたまたま仕事もちょうど休んでいたのでできたんですけども、私自身は参加できてよかったと思います。私の知ってる人はみんな、じゃあ積極的にやって、参加してみてとか言える状態ではないんですね。たまたま私は自分にも余裕ができたので、参加して、私自身としてはよかったなという感じです。

司会者

6 番さんお願いします。

6 番

やっぱり参加した方がいいかなと思います。私も実際参加させてもらって、よかったという印象が大きい。4 番さんも言ってましたけど、結局社会の問題のような気がしますね。参加しやすい形がないと、本人は参加してもいいなと思っても、なかなか参加できないという人が実は多いんじゃないかなという感じがするんですね。一つはそういう社会が参加しやすい形態が取れるかということと、それでも面倒くさいやという人に対しては、恐らく一生に 1 回じゃないですか、こういう経験ができるのは。一生に 1 回、1 週間ぐらい社会をちょっと、自分が今まで過ごしているものと違うところからの観点で聞いたら、どうでしょうかというような投げ掛けをできると、面倒くさいという人に対してのアピールにはなるかなという感じがします。

司会者

ありがとうございます。今日頂いた御意見を検察庁、弁護士会、裁判所へ持ち

帰って、情報共有をした上で、よりよい裁判の実現に向けて、引き続き努力したい
と思います。

以 上